

については、納付義務者が左の各号の一に該当する場合には、命令の定めるところによつて、一年を超えない範囲内において前項の納期限を延長することができる。納付義務者が第一号に該当する場合に、第二項の規定により決定された保険料額のうち被保険者の資格の取得の確証があつた日の属する月の前六ヶ月間の保険料についても、同様とする。

一 納付義務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 納付義務者が当該保険料額の全部を前項の納期限までに納付することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 納付義務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該保険料額の全部を前項の納期限までに納付することが困難であると認められるとき。

政府は、前項の規定により納期限を延長する場合は、当該保険料額を適宜分割して納期限を定めることができる。

政府は、第四項の規定により納期限を延長する場合は、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条第一項の規定の例により、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。

第三十四条の四に次の一項を加える。

政府は、第三十四条の二第四項の規定により保険料の納期限を延長した場合は、同条第四項から第六項までの規定の例により、当該保険料に係る第一項の追徴金の納期限を延長することができる。

第三十五条第一項に次のただし書を加える。

但し、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

第三十五条第二項後段中「この場合」の下に「（前条各号の一に該当する納付義務者に対して督促状を発する場合を除く。）」を加え、同条第四項中「督促を受けた者」の下に「又は前条各号（第三号を除く。）の一に該当したことにし納期を繰り上げて保険料の納入の告知を受けた者」を加える。

第三十六条第四項及び第五項第三号中「十円」を「百円」に改め、同条第五項第六号を削る。

第三十八条を次のように改める。

（国税徴収法の準用）

第三十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関しては、国税徴収法第四條ノ二から第四條ノ五まで、第四條ノ九、第四條ノ十及び第九條ノ二の規定を準用する。

第三十八條の三第一項第一号中「第六條第一項を第六條各号」に、「（以下単に事業主といふ。）」を「（以下本章において事業主といふ。）」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 五人未満の労働者を雇用する事

（特定賃金月額の決定）

第三十八條の十六 労働大臣は、第八條第一項の認可を受けた事業主であつて五人未満の労働者を雇用するもの（以下本章において小規模事業主といふ。）の申請により、その者に雇用される被保険者（日雇労働被保険者を除く。以下本章において同じ。）について特定賃金月額を決定する。

小規模事業主は、前項の申請をするには、その雇用する被保険者の二分の一以上の同意を得なければならない。

労働大臣は、第一項の規定による決定に係る小規模事業主に当該申請の日以後に雇用された被保険者について第十三條の二の規定により被保険者の資格の取得の確認をしたときは、その者について特定賃金月額を決定する。

労働大臣は、第一項及び前項の決定に係る被保険者について、命令の定めるところにより、毎年一回、特定賃金月額をあらたに決定するものとする。

第一項及び前項の規定による特定賃金月額は、決定のあつた日の属する月から適用する。

第三項の規定による特定賃金月額は、当該被保険者の資格の取得のあつた月以後の月であつて命令の定めるところから適用する。

（特定賃金月額の基準）

第三十八條の十七 前条第一項又は第四項の規定による特定賃金月額

業主に雇用される被保険者に関する特例

は、各被保険者について、同条第一項の申請をした日の属する月前の六月間又は同条第四項の規定による決定をすべき月の前月の六月間に、当該小規模事業主が当該被保険者に支払つた賃金（賃金の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月に係る賃金を除く。）の総額を六（当該賃金の総額の支払の基礎となつた月数が六未満であるときは、その月数）で除して得た額とする。この場合において、五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げるものとする。

前条第三項の規定による特定賃金月額は、左に掲げる額とする。

一 月、週その他一定の期間によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日現在の賃金の額をその期間の総日数（月の場合は、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額に三十を乗じて得た額

二 労働した日若しくは時間によつて定められる賃金又は出来高払制その他の請負制によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日の属する月の前の一箇月に、当該事業所で、同種の労働に従事し、かつ、同様の賃金を受ける者が受けた賃金の額を平均した額

三 前二号に規定する賃金以外の賃金が支払われる場合には、命令の定めるところにより計算したその賃金の月額に相当する額

は、各被保険者について、同条第一項の申請をした日の属する月前の六月間又は同条第四項の規定による決定をすべき月の前月の六月間に、当該小規模事業主が当該被保険者に支払つた賃金（賃金の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月に係る賃金を除く。）の総額を六（当該賃金の総額の支払の基礎となつた月数が六未満であるときは、その月数）で除して得た額とする。この場合において、五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げるものとする。

前条第三項の規定による特定賃金月額は、左に掲げる額とする。

一 月、週その他一定の期間によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日現在の賃金の額をその期間の総日数（月の場合は、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額に三十を乗じて得た額

二 労働した日若しくは時間によつて定められる賃金又は出来高払制その他の請負制によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日の属する月の前の一箇月に、当該事業所で、同種の労働に従事し、かつ、同様の賃金を受ける者が受けた賃金の額を平均した額

三 前二号に規定する賃金以外の賃金が支払われる場合には、命令の定めるところにより計算したその賃金の月額に相当する額

は、各被保険者について、同条第一項の申請をした日の属する月前の六月間又は同条第四項の規定による決定をすべき月の前月の六月間に、当該小規模事業主が当該被保険者に支払つた賃金（賃金の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月に係る賃金を除く。）の総額を六（当該賃金の総額の支払の基礎となつた月数が六未満であるときは、その月数）で除して得た額とする。この場合において、五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げるものとする。

前条第三項の規定による特定賃金月額は、左に掲げる額とする。

一 月、週その他一定の期間によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日現在の賃金の額をその期間の総日数（月の場合は、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額に三十を乗じて得た額

二 労働した日若しくは時間によつて定められる賃金又は出来高払制その他の請負制によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日の属する月の前の一箇月に、当該事業所で、同種の労働に従事し、かつ、同様の賃金を受ける者が受けた賃金の額を平均した額

三 前二号に規定する賃金以外の賃金が支払われる場合には、命令の定めるところにより計算したその賃金の月額に相当する額

四 前三号に規定する賃金の二以上が支払われる場合には、それぞれについて当該各号の規定により計算して得た額の合算額

第一項後段の規定は、前項の規定による特定賃金月額の計算について準用する。

労働大臣は、第一項若しくは第二項の規定により特定賃金月額を計算することができない場合又はこれらの規定により計算して得た額が特定賃金月額として著しく不適当であると認める場合は、これらの規定にかかわらず、命令の定めるところにより、特定賃金月額を決定することができる。

（特定賃金月額の改定）

第三十八條の十八 労働大臣は、特定賃金月額に係る被保険者が当該小規模事業主から継続した六月間に支払われた賃金の総額を六で除して得た額がその者の特定賃金月額にくらべて著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額により、特定賃金月額を改定することができる。

但し、当該賃金の総額の支払の基礎となつた月のうち、賃金の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月がある場合は、この限りでない。

特定賃金月額の改定は、当該小規模事業主の申請又は当該被保険者の請求により行う。

第三十八條の十六第五項及び前条第一項後段の規定は、特定賃金月額の改定について準用する。

（特定賃金月額の廃止）

第三十八條の十九 労働大臣は、特

定賃金月額に係る被保険者を雇用する小規模事業主がその雇用する被保険者の二分の一以上の同意を得て申請した場合、当該被保険者の全部について特定賃金月額の廃止を決定する。当該小規模事業主が五人以上の労働者を雇用するに至つた場合も、同様とする。

特定賃金月額は、廃止の決定があつた日の属する月の末日限り、効力を失ふ。

(被保険者期間の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に係る被保険者については、第十四条第一項の規定にかかわらず、賃金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月について、その月を一月として計算し、被保険者期間に算入する。但し、被保険者の資格の得喪があつた月については、この限りでない。

(賃金日額の特例)

第三十八条の二十一 被保険者が離職した場合において、離職した日の属する月前の被保険者期間として計算された最後の六月（離職した日が月の末日である場合は、その月及びその前五月）の全部又は一部の月が特定賃金月額に係るものであるときは、第十七条の二の規定の適用については、当該特定賃金月額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。但し、その月が被保険者の資格の得喪のあつた月であるときは、左に掲げる額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。

一 一の特定賃金月額の適用を受けた場合は、当該特定賃金月額

を三十で除して得た額にその月に当該小規模事業主に被保険者として雇用された日数を乗じて得た額

二 二以上の特定賃金月額の適用を受けた場合は、それぞれについて前号の規定により計算して得た額の合算額

三 その月に第六号各号の事業主又は第八号第一項の認可を受けた事業主であつて、特定賃金月額に係る小規模事業主以外のも

のにも、被保険者として雇用され、かつ、賃金が支払われた場合は、その賃金の総額と前二号に掲げる額との合算額

前項の規定の適用を受ける者についての第十七条の二第二項の規定の適用については、当該特定賃金月額は、月、週その他一定の期間によつて定められた賃金の額とみなす。

(保険料額の特例)

第三十八条の二十二 第三十一条及び第三十四条第一項の規定の適用については、各月につき、小規模事業主が賃金を支払つたすべての被保険者に係る特定賃金月額（支払われた賃金が被保険者の資格の得喪のあつた月に係るものであるときは、当該特定賃金月額を三十で除して得た額に当該月においてその者が被保険者として雇用された日数を乗じて得た額）の合算額を当該小規模事業主がその雇用する被保険者のすべてに支払つた賃金の総額とみなす。

(保険料の納期の特例)

第三十八条の二十三 小規模事業主

は、第三十四条第一項に規定する納期限にかかわらず、命令の定めるところにより政府の承認を受け、一月、四月、七月及び十月の各月の末日までにその各月の前三月間（以下四半期という。）の保険料（日雇労働被保険者に係る保険料を除く。以下本条において同じ。）を政府に納付することができ

政府は、前項の承認の申請をした小規模事業主について現に保険料の滞納があり、若しくはその他の事由により保険料の徴収に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、又は当該申請が次項前段の規定による取消のあつた日から一箇年以内に提出されたものであるときは、前項の承認をしないことができる。

政府は、第一項の承認を受けた小規模事業主について保険料の滞納又はその他の事由により保険料の徴収に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。第一項の承認を受けた小規模事業主が五人以上の労働者を雇用するに至つたときも、同様とする。

前項前段の規定による承認の取消があつた場合には、取消があつた日の属する四半期の保険料であつて、その取消の日の属する月以前の月に係るものについては、その取消の日の属する月の翌月末日を納期限とする。

第三項後段の規定による承認の取消があつた場合には、当該事業主は、取消があつた日の属する四

半期の保険料の納付については、第一項の承認を受けた小規模事業主とみなす。

(就替規定)

第三十八条の二十四 前条第一項又は第四項の規定による保険料の納付については、第三十四条第一項中「その月」とあるのは「納付すべき保険料に係る期間」と、同条第三項中「第一項に規定する」とあるのは「第三十八条の二十三第一項又は第四項の規定による」と、第三十四条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十八条の二十三第一項若しくは第四項」と読み替へるものとする。

第三十四条の二第二項の規定により決定される保険料を納付すべき事業主が前条第一項の承認を受けた小規模事業主である場合は、第三十四条の二第二項中「確認があつた日の属する月の前月以前」とあるのは、「確認があつた日の属する四半期（確認があつた月が一月、四月、七月又は十月であるときは、当該月の前月の属する四半期）の前月以前」と読み替へるものとする。

前条第一項又は第四項の規定により納付する保険料に係る追徴金については、第三十四条の四第二項第二号中「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十八条の二十三第一項若しくは第四項」と読み替へるものとする。

第五章の三

失業保険事務組

(失業保険事務組合)

第三十八条の二十五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百

八十一号）第三条の事業協同組合又は事業協同小組合その他の事業主の団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ。）は、その構成員である第六号各号の事業主又は第八号第一項の認可を受けた事業主であつて命令の定める数以下の労働者を雇用するものの委託を受けて、本章の定めるところにより、被保険者の資格の得喪の届出、保険料の納付その他の失業保険に関する事項（日雇労働被保険者に関する事項を除く。以下失業保険事務という。）を処理することができ

事業主の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けた事業主の団体（以下失業保険事務組合という。）は、第一項の業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

労働大臣は、失業保険事務組合がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反したとき、又はその行ひべき失業保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

(通知)

第三十八条の二十六 失業保険事務組合が処理する失業保険事務について、行政庁が当該事業主に対してすべき被保険者の資格の得喪の確認に関する通知、保険料の納入

の告知その他の通知は、失業保険事務組合に対してするものとする。

(失業保険事務組合の責任)

第三十八条の二十七 第三十八条の二十五第一項の委託に基づき、事業主が保険料その他の法律の規定による徴収金の納付のため、金銭を失業保険事務組合に交付したときは、失業保険事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、政府に対してこれらの納付の責に任ずるものとする。

第三十四条の四第一項又は第三十六条第一項の規定により、政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について失業保険事務組合の責に帰すべき事由があるときは、その限度において、当該失業保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責に任ずるものとする。

政府は、前二項の規定により失業保険事務組合が納付すべき保険料その他の法律の規定による徴収金については、当該失業保険事務組合に対して第三十五条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

失業保険事務組合は、第二十三条の第二項(第二十七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、事業主とみなす。

(帳簿の備付)
第三十八条の二十八 失業保険事務組合は、命令の定めるところにより、その処理する失業保険事務に

関する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならない。

第四十条第一項中「又は第二十三条の第二項の規定による処分」を「第二十三条の第二項の規定による処分又は特定賃金月額に關する処分」に改め、同条第三項を削る。

第四十一条を次のように改める。
(不服理由の制限)

第四十一条 被保険者の資格の得喪の確認又は特定賃金月額に關する処分が確定したときは、これらの処分についての不服を当該処分に基づく失業保険金の支給に關する処分又は保険料その他の法律の規定による徴収金の賦課の処分についての不服の理由とすることができない。

第四十六条を削り、第八章第四十七條の前に次の一條を加える。

(不利益取扱の禁止)

第四十六条 事業主は、労働者が第八條の規定による被保険者となることを希望し、又は第十三條の四の規定による被保険者の資格の取得の確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

第四十九条第一項中「又は雇用していた事業主」を「若しくは雇用していた事業主、失業保険事務組合又は失業保険事務組合であつた事業主の団体」に改める。

第五十一条第一項中「又は雇用した事業所」を「若しくは雇用していた事業主の事業所又は失業保険事務組合若しくは失業保険事務組合であつた事業主の団体の事務所」に改める。

第五十三条第三号中「第三十四条第一項の下に」又は第三十八条の二十三第一項若しくは第四項を加え、同条第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十六条の規定に違反した場合
第五十三条の次に次の一條を加える。

第五十三条の二 失業保険事務組合が左の各号の一に該当するときは、その行為をした失業保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の二十八の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に失業保険事務に關する事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した場合
二 前条第九号又は第十号に該当する場合
三 第三十八条の二十五第一項の委託により処理する失業保険事務に關し、前条第二号から第四号まで又は第八号に該当する場合

第五十五条中「法人の代表者」を「法人(法人でない失業保険事務組合を含む。以下本項において同じ。)の代表者」に、「前二条」を「前三条」に改め、同条に次の一項を加える。
前項の規定により法人でない失業保険事務組合を処罰する場合において、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその失業保険事務組合を代表するの外、法人を被

告人とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、第三十四条の二、第三十四条の四、第三十五条、第三十六条及び第三十八条の改正規定並びに附則第二項から第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の失業保険法(以下「新法」といふ。)第三十六条第四項及び第五項の規定は、この法律の公布の日以後の月以後の月の保険料について適用する。

3 新法第三十八條の規定(国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ二から第四條ノ五まで及び第九條ノ二の規定に係る部分に限る。)は、この法律の公布の日以後の月以後の月の保険料及びこれに係る徴収金について適用する。

4 この法律の公布の日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、おいて被保険者の資格の取得の確認があつた場合については、新法第十四條第二項、第二十條の二第四項及び第三十四條の二第二項中「二年前」とあるのは、「一年前」と読み替へるものとする。

5 政府は、当分の間、政令で定めるところにより、新法第三十八條の二十五第一項の委託に基づき失業保険事務組合が納付すべき前年度の保険料が督促することなく完納されたとき、その他のその納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該失業保険事務組合に対

して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

理由

雇用労働者五人未満の事業主に雇用される労働者が失業保険の任意包括被保険者となることを促進するため、失業保険事務組合及び特定賃金月額額の制度並びに保険料の納期の特例を設けること等により、これらの小規模の事業主の行へべき事務の簡素化を図るとともに、失業保険事業の円滑な運営を確保するため、保険料等の徴収に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石田田務大臣 失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行失業保険法におきましては、五人未満の労働者を雇用する小規模の事業主については、これを強制適用とすることなく、失業保険への加入は任意といたしておりました。

現在、雇用労働者五人未満の事業所は約百万、労働者数約二百二十万人と推定いたしておりますが、このうち失業保険に加入している事業所は約四万、被保険者数は約九万人でありますので、大多数の小規模の事業主に雇用される労働者はまだ失業保険制度の恩恵に浴していないわけであり、これらの労働者を失業保険の被保険者とし、その福祉の増進をはかることは強く要請されることとあります。が、一挙に強制適用とすることは現状から見て困難でありますので、当面は現行法上の任意加入の制度を活用し、

任意加入の促進により強制適用の基礎を醸成して参りたいと存じます。しかし、小規模の事業主は、事業経営に伴う一切の事務をみずから処理している例が多く、さらに失業保険に関する事務をみずから行うことは無理なものが多く、考えられますので、その事務手続について簡素化するよう失業保険法について所要の改正を行い、これらの小規模の事業主に雇用される労働者が失業保険に加入できるようにいたしたいと存じます。

次に、失業保険法の施行以来今日まで十年余を経たのでありますが、この間、政府は関係職員を奨励し、適用事業所の把握に鋭意努力して参ったのであります。しかしながら、現実には、当然適用の事業所でありながら適用漏れとなつてゐるものもまだ相当数あると推定されますので、この点について所要の改正を行い、これら適用漏れの事業所の雇用労働者が現実に法の保護を受けることができるようにいたしたいと存じます。

また、この機会に、保険料等の徴収に関する諸規定を整備し、失業保険事業の一そう円滑な運営をはかつて参る所存であります。

これがこの法律案を提出いたしました理由であります。次にその概要を御説明申し上げます。

第一に、雇用労働者五人未満の事業主に雇用される被保険者に関する特例についてであります。

まず、保険料及び失業保険金の額の算定の基礎として特定賃金月額額の制度を新たに設けたこととあります。現行制度におきましては、保険料及び失業保険金の額を算定するに当っては、事業主が労働者に支払う賃金の総額に基

いて行なつておりますが、毎月の賃金総額には、異同が生ずるのが通常でありますから、事業主が保険料を納付するに、毎月、労働者に支払つた賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を計算するとともに、被保険者の負担する保険料額についても、毎月計算する必要があります。この方法は、小規模の事業主の事務能力から見て煩瑣となりますので、各被保険者ごとに、過去六月間の賃金総額に基いて特定賃金月額を決定し、その後一年間は、この特定賃金月額を基礎として計算した一定額の保険料を納付することができる道を開いたのであります。

次に、現行法では保険料は、毎月納付することとなつておりますが、小規模の事業主については、政府の承認を受けて三ヶ月ごとに年四回の納期とする特例取扱いの道を開きました。

第二に、失業保険事務組合の制度を設けたこととあります。すなわち、事業協同組合等の事業主の団体は、労働大臣の認可を受けて、その団体の構成員である事業主のために、被保険者の資格得喪に関する届出、保険料の納付等の失業保険に関する事項をこれらの事業主にかつてて処理することができることとし、この場合における事業主と失業保険事務組合との責任を明確にいたすとともに、保険料の納付が著しく良好な失業保険事務組合に対しては、報奨金を交付することとしたしました。

第三に、適用漏れ事業主に対する適用促進のための措置についてであります。現行制度において適用漏れが事業主が発見されますと、二年前まで遡及

適用され、その二年前までの保険料及び追徴金を納付しなければならぬことになっておりますが、適用促進をはかるため特に今後約五年間すなわち昭和三十八年三月末日までは、遡及適用の期間を一年間に短縮し、一年以前の期間については保険料を徴収しないこととしたしました。

第四に、労働者が失業保険へ任意加入を希望する旨を申し出た場合等に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する規定を設け、労働者の保護に万全を期することとしたしました。

最後に、保険料等の徴収に関する諸規定を整備することとし、被相続人の保険料の納付義務が相続人に承継されることを明確にする等、他の社会保険におけると同様の諸規定を設けるとともに、遡及適用により徴収決定された保険料額の納付については、一時に納付することが困難な場合には、納期を、一年を限度として延長し、かつ、分割納付することができるよういたしました。また、延滞金を徴収しない限度額は、従来十円未満であったのを、百円未満に引き上げ、かつ、延滞金に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てることとしたしたのであります。

以上が今次改正の主眼とするところでありましたが、このほか必要な条文の整備を行い、一そう適正な法の運用をはかりたいと存する次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○森山委員長 次に、内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑を許します。滝井義高君。

○滝井委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について、直接法案に關係のある一、二の点から、先に御質問させていただきますか、これを一つ御説明願いたいと思ひます。

まず第一に、今まで遺族年金が三万五千二百四十五円であつたものが、五万一千円になつたわけです。一体三万五千二百四十五円を五万一千円に引き上げた、何か科学的な根拠でもあつて、五万一千円に引き上げられたのか、これを一つ御説明願いたいと思ひます。

○河野政府委員 従来、遺族援護法における遺族年金の額は、恩給法における公務扶助料の兵の額に合せてきめておつたわけでありましたが、今回恩給法の改正に伴ひまして、公務扶助料の額を引き上げるようにいたしましたというふうな意向で、今国会に提案されている次第でございますが、それと平仄を合せる意味合いにおきまして援護法の改正をいたしました。かように考えている次第でございます。ただその額でございますが、公務扶助料におきましては、今回御承知のように五万三千二百円になつたわけでございます。これは、私も承知いたしておりますところでは、仮定俸給のベースを一万五千円に引き上げて、三十五・五の倍率をかける、こゝよりふりなことでそういう額がきまつたわけでありまして、援護法の対象としたしておりますのは、御承知のように軍人というよりは、むしろ軍属を対象として考えているわけであ

ります。この軍属と申しますと、いずれかといへば、これは文官的な性格を持つものであると思ひます。今回の恩給法の改正におきまして、文官の増額の度合いが、軍人と差別を設けておるようになり、軍人と差別を設けておる公勤とを区別をしてそれぞれ定められておるようになり、承知をいたしておるわけでございます。軍属の場合におきましては、その差別をすることが非常に困難でございますので、従来もこれを一括してきめておるわけでございますが、そういたしますと、文官との均衡を考へまして直ちに兵の公務扶助料をそのまま持つてくるというふうなことは必ずしも妥当ではないということと、文官の場合における普通公務扶助料の場合と、戦國公務の場合との中間をとつて一倍率に直してみますとちやうど三十四割ということになるわけでございますが、その中間をとつた三十四割というふうなことで計算をいたしました額が五万一千円、こゝよりふりになるわけでございます。

○滝井委員 今まで三万五千二百四十五円という遺族年金は公務扶助料の額と同じであつたわけです。ところが今回の改正で遺族年金だけが五万一千円になつて、恩給法の公務扶助料は五万三千二百円、こゝになつたわけですね。今の御説明で軍属は文官に非常に似通つてゐるのだ、従つて兵は公務扶助料では三十五・五だが戦國公務と普通公務との平均値は三十四割くらいだから三十四割くらいにすると五万一千円になるのだ、簡単に言つてこゝより御説明なので、さうすると一体今までの出発点が三万五千二百四十五

五

円と一緒にあつたかといふことなんでしょう。昭和二十八年ですかに恩給法が復活したときには同じスタートに立ってあつたものが、それから二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三と六年の年月が経過したら、今度は軍人と軍属との差ができるというのはおかしいと思ふのです。そういう差をつけることになるからこそ、どうも軍人恩給をやると軍国主義の思想をあおるのじゃないか、こういう考え方になつてくるわけなんです。これはやはり出発点と同じであつたならば結局点も同じにしておくべきだと思ふのです。同じ命を国にささげたという点については差はないと思ふのです。命に高下の差別はないと思ふのです。従つて私はどうもその点の理由だけでは少し理論的にいつても納得のいかない点がある。そうしますと軍人だけが非常によく文官が悪い、こういうことになる。上層下層の精神でいつたのだという精神にも反するのです。それは軍属であらうと軍人であらうと少くとも上と下との間に階級の差は今までついておつたから、一挙に縮めることは無理にしても、少くともほとんど同じところのものはスタートが同じであつたのだから、同じにしても差しつかえないのじゃないか。それを今回に限って同じスタートなのに二千二百円違うことになるわけです。その差をつけるというところ、わずかに二千二百円なんです。それから、その差をつける理論的な根拠も今のままではどうも不十分だと私は思ふのです。もしそういうつけ方をやるとすれば、三十五・五ではいかぬ。四十割にすべきだ、こういう議論になつてくると思ふのです。やはり遺族

年金と公務扶助料を同じにしなければならぬ。もしそれがどうしても予算上できなかったというなら、三百億といふつまみ金で問題を片づけようとして、三百億というワケを先に出したために、結局逆算をしてそうならざるを得なかつたという御説明では理屈は成り立たぬけれども、予算から締められてこつたといふならば一つの納得のいく点なんだ。今の御説明と同じように、軍属が文官と似ているから文官にさや寄せたのだ、こうなる。今度は援護法の対象の遺族からまた運動が起りまして、そして軍人と不均衡が同じであつたものを二千二百円違ふのはけしからぬという運動が必ず起ります。だからその点もう少し納得のいく御説明を得たいと思ふのです。今の御説明ではどうも科学的じゃないです。

○河野政府委員 兵隊の場合と軍属の場合とは勤務態度が必ずしも同じに考へられないという点が一つあるわけですが、今回の恩給法の改正といふものが、同じときに勤務をしておつた文官と不均衡であるといふふうなところに出発してきたように承知をいたしておるわけでありまして、文官の方はむしろ従来兵隊の公務扶助料よりも高いところにあつたわけなんです。その文官と軍属との均衡の問題はむしろなかつたといふふうな問題はなかつたわけでございます。今度は軍人恩給の改正によりまして、同じときに勤務しておつて戦國公務でなくなられた文官の方々と同じところまで引き上げられるといふふうなことになるので、

軍属につきましても文官との均衡といふことを新たに考へなければならぬ。点が出て参つたと思ふのでございませう。文官の方で、たとえば遺族援護法の対象としております軍属は雇用人軍属でございますが、判任文官たる人は恩給を受けるわけでございます。恩給を受ける判任文官の人よりも雇用人軍属を優遇するといふことはむしろ筋が立たないことになるわけでございます。で、その辺の均衡を考へまして、先ほどお答え申し上げましたような線できめることにいたしました次第でございます。

○滝井委員 今まで出発点と同じであつたのですから、いろいろ理屈はつくと思ひますが、やはり恩給とか遺族年金等に対する国民感情は終戦の後はやはり二十八年のときの方が今よりもつと強かつたと思ふ。今は戦後十三年になつておりますから幾分社会保障をやれといふ世論が出ております。これは、いろいろその処遇について国民のものの考へ方が徐々に變つてきておるものだと私は考へております。ところがその變つてきておりますときに、また政府がここに差別をつけるというところは結局問題を政府自身が先に延ばすといふか、種をまく形を作つておることに思ふ。少くとも社会保障の精神といふものは、やはりある程度均衡を保つてほんとうの戦争の犠牲者に国の恩恵を平均に与えていこうという精神だと思ふのです。それが二十八年のときには何も問題なく三万五千二百四十五円と均衡を保つておつたものを、今度は政府自身が均衡を破つたのですから問題をまいてゐるのです。社会保障と逆行する形に終つてゐると思ふ。従つてこゝろの点は大臣もおい

でありますが、よほどこれは考へてもらわなければならぬと思ふのです。そこで一体そういうものの考へ方でいふならば、今後政府が年金をお作りになり厚生省はいろいろ年金の案を出されておりました、政府は今年中には調査をして三十四年ごろからは年金をやりたといふ気持を持つておられるやうであります。三十四年からは確実にはやると言明しておられないやうであります。そういうお考えのようでありまして、岸さんは国民年金にだんだん切りかえていくんだとおっしゃつてゐるが、切りかえていく場合にも、軍人と軍属と準軍属と文官と今年金の適用の対象になつていない、いわゆる独立自営の農民、中小企業の諸君、こういう者を年金に入れば一体今のやうな段階をつけるのかといふことです。年金をやる場合には一番先に軍人を優遇する。その次に軍属を優遇する。その次には準軍属、その次には文官、その次には独立自営の農民や中小企業だ、こういうことに年金の構想といふのはなつていくのかといふことです。大臣、これを一つお尋ねしたい。

○堀本國務大臣 これは滝井さんも御承知の通り、恩給関係その他と、今回われわれが企図している国民年金制度の調整については今後の問題として待たなければならぬ。社会保障制度審議会の御答申においても、既存の各種の年金問題、共済組合制度による年金及び恩給その他との関係につきましても具体的なことは今後の問題だと思ふのであります。ただこの法律から年金をどうするかといふことが出てくる問題ではないであらうといふふうに考へるの

であります。社会保障の見地から行います年金と既存のこれらの問題との総合調整をいかにするかといふことが一番問題なのであつて、私も少くとも国民年金制度をしく以上は、ベースのものについては通算できるような制度を行いたい。またそれが社会保障の見地からは当然であるといふことを考へて、いろいろ具体案と既存のものとの調整をはかつて参りたいといふ準備はいたしておりますが、確定的なことはいまだお答えする段階になつておりません。

○滝井委員 大臣は援護法の問題からは年金は出てこない、こゝろおっしゃるのですが、私はそうではないと思ふのです。狭義の社会保障の中には恩給は入りますが、広義の社会保障の中には恩給といふものの概念は入るのです。従つて恩給よりもつと社会保障に近いものは、この援護法なんです。これは受田委員がしつちやう言われるのですが、現在の恩給制度自体の中にも、もはや年令制限をつけていく、所得制限を課していく、あるいは扶養加算をつけるといふことは明らかに社会保障的な色彩をそれが帯びてきておることはわれわれ受田委員の主張と全く同感なんです。今政府が年金制度を企図するといふのは、少くともこゝろの八月ごろまでには——制度審議会はおそらく五月ごろには結論を出すべきやうが、それにのつとつて八月ごろまでになた方は結論を出したい。厚生省から出ておる案は、独立自営の農民や中小企業、いわゆる国民年金に加入をしていない諸君を対象にするが、同時に、それを今度は国民年金にみんな入

れていくんだというより案も出てい
る。初めのうちは国民年金とは別に
して、これだけ一つやってみるとい
う案もあった。そうしますと、現在の
自立自営の農民や中小企業者の諸君
の中には百五十三万の遺族の皆さん
なり援護法の対象の諸君といふもの
は相当あるわけなんです。そうする
と、新しくできるであろう年金とこ
れとを併給するか、統合して、その
上積みにするか当然問題になってくる
が、そのときにまず第一に優遇をし
ておるものは軍人だ、その次は軍属
で、こゝろ現実に出る法案はなつて
おる。それから同じように軍属だ、
文官はそこらと同じように出てくる
ものはおそらくそれらのものに關係
のない独立自営の中小企業者や農民
だ、こゝろなつてくるでしょう。そ
うすると、この段階といふものを今
つければ、これは一つの既得権にな
つていくんです。憲法の財産権から
いっていかんどうも、これが何とかな
る議論なんです。これが何とかなら
ば恩給問題といふものは解決はさ
しう。ところがさういふかたに
問題がある。だとすると大臣は、こ
の問題から年金の問題は出てこない。
先になつて総合調整とおつしやる
けれども、それは先じゃない。今から
総合調整の問題を論議していかない
と、先になつて突如調整をやろうと
して、既得権が発生するといふこと
で、せつかく二十七年に援護法がで
き、二十八年度に恩給法が出たとき
に、三万五千二百四十五円と出た
とき、三万五千二百四十五円と出た
とき、何となく、軍人は非常
に国家に尽くした功績が重かつた、
軍属や準軍属は文官に似てゐるから、

れより下げてもよろしい、こゝろ理
論の立て方を今の段階でいたします
と、これは永久にいついていきます
から、三百億の予算の範囲を越える
かも知れないが、三万五千二百四十五
円の出発点に立つて三万五千二百四
十五円に遺族年金もしていかなければ
ならなかつたと思ふのです。それを
わきまを置かして、軍属は文官に近い
んだといふことで、あとで給年金の
他にも触れますが、明らかに差別が
ついてきてゐる。また、さういふこ
とが次の段階では不均衡は正の問題
になることは明らかである。だから
少くとも恩給に關する問題はこれ
でピリオドを打つたのだといふこと
を言つておつたはずである。これも岸
総理に來てもらわなければならぬと
ころです。何か内閣委員会では委員
長の質問に今松総務長官が違つた答
えをしてゐるやうなところが、さう
いふやうに、依然として不均衡を先
へ先へ送るならば、年金は絶対に
できません。その点失礼な言ひ分
だけれども、大臣自身も認めて少
し分だと思ふ。当面問題を何とか
して、国会だけ通せば、それで済む
といふやうなお氣持のやうですが、
何だつたら、さういふことを通さ
ずに三万五千二百四十五円に与野
党話し合つて修正をやりたいと思
ふ。今のあなたの答弁ならば、先
に問題を残すばかりです。少くとも
遺族年金については三万三千二百
四十五円に修正すべきだと思ふの
です。しかし予算がなくて、恩給
法に先食ひされてやむを得なかつた
と正直に言ふならば、やむを得ぬ
。しかし今のやうなものを考え
方ならば、私は次の段階が心配です。
どうもその点国民年金と關係あり
ませんと言ふけれども、これだけ社
会保障制度審議会

でも恩給問題が論議されてゐるし、
わかれが昨年の夏中かかつて論議
した臨時恩給等調査会においても
やはり論議されてゐるからであります。
この点も少し年金制度と援護法
なり恩給との關係について大臣の
明白な態度が伺いたい。きまつて
おらぬといふことで先へ先へ送る
ことはいいないと思ふ。少くとも
こゝろいふ法案を出し、年金問題
がこれほど重要な政治問題とな
り、自民党さんでも選挙のときは
減税と年金を掲げていくのだとお
つしやつてゐるのだから、その掲
げていく年金制度が、担当大臣に
もはつきりした考えもなく、今の
やうに年金といふのも先の問題だ
といふことはおかしいと思ふ。も
う少しその辺の見解を明白に
していただきたい。大臣が明白に
なれば、予算委員会でも岸さんが
年金の問題について社会党と話し
合ひたいと言つておられますから、
何なら午後には岸さんをお呼び
して、さういふ態度を聞かせて
いただきたいと思ふのです。

が、国民年金制度を創設するとい
う考へ方は、根本はそこにあるべ
きものであろう、こゝろいふに考
へておるわけでありませう。これは
私が滝井さんに申し上げるよりも、
滝井さん自身も従来御關係になつ
ておつて、この点は私に御了承を
願へるのじやなからうか、その上
に立つて既存の諸制度との調整を
どうはかつて、国民年金制度の
いゝゆる統合調整の観点から社会
保障のこの問題をどう統合調整
して参るかと、先ほど御答弁した
わけでありませう。全然無視する
とは決して言つてはいない。むしろ
逆に、こゝろから国民年金制度が
逆算されるべき性質のものでは
ないかといふふうに考へて申し上
げたやうな次第であります。それから
文官の遺族年金の問題につ
きましては、これも御承知だと思
うのですが、戦時中公務で死亡した
文官、この文官については戦時公
務と普通公務によつて死亡した場
合と普通公務によつて死亡した場
合と二つ設けて差別をつけてお
るわけでありませう。今回の遺族
年金の問題に當りまして、この援
護法の適用者につきましまして、こ
の間の事情をくんで率をきめ
ましたことは、私はただ全体として
均衡を得た点に落ちついたのでは
ないかといふふうに考へておるや
うな次第でございます。

が、大臣にしても局長にしても、
臨時恩給等調査会の報告書の、公
務扶助料の年額の増加に關する
問題点の倍率に關する意見を
お説きになつても、倍率そのもの
は大して異議がないのだといふ
こと、と同時に、文官の扶助料の
基礎と公務扶助料の基礎とはそ
れぞれの俸給だ、片方は退職時
の俸給だし、片方は軍人の方は
俸給表といふ全く架空のものと
いふことはおかしいけれども、一
応現実にもつてゐる給料とは違
つてゐるわけですね。従つてその
意見に對して明らかに、大して
そのものに異議がないのだといふ
ことを書かれておる

わけです。それが国会の答弁になってくると、二十六・五割と文官の方の普通公務三十三割とを持っていくという。こと自体がおかしいわけなんです。どうもそこらあたり納得のいきかねるところがあります。

そこで納得がいかにぬので大臣にお尋ねしますが、一体大臣は、国民年金を作ったときには恩給受給者や援護法の対象者は年金に加入せしめるのですか、加入せしめないのですか。

○堀本国務大臣 これも基本的には社会保険制度審議会の御答申を受けて最後の決定をいたしたいと思ひます。しかし国民年金の理想的形態としては、私は今、通算制度というものが各年金間にでき、年金及びその他の制度と通算ができるというのを一番理想的な形態とすべきであらう、従いましてベースになる一つの固定の金額につきましては通算ができるようにして、その上に付加方式でいくのがいいのじやなかろうか、自分ではそういうふうに考へて、厚生省としてはそういう研究を命じておるような次第であります。

○滝井委員 年金相互間の通算の問題は当然そうなければならぬと思うのです。たとえば国家公務員の共済組合が、今度は組合管掌方式で三公社五現業関係が発足いたしました。国家公務員の方はそれが政府管掌になるのか組合管掌になるのかごたごたしております。組合管掌にするか政府管掌にするかというところについては根本的に議論しなければならぬところだと思ひますが、現実には軍人恩給というのはほとんど国家が税金でまかなっているわけ、納付金はかつてあったことがありますが、終戦のときはなかったわけ

です。そうしますと恩給なり援護法と年金との通算の問題は起つてこない。もうすでに過去のものですから、起つてこないのです。そうすると援護法の対象者は六十才以上とか、いろいろ制限はありますが、昭和三十四年から年金ができた場合に、厚生省の前に出ておつた構想でいつて、農家とか中小企業の諸君の中で恩給を受けたり援護法の対象者は多いのです。この人たちは一体年金の加入者になるのかならぬのかというところは非常に重要なところなんです。遺族だつて約百五十万に上つ

か、相当いらっしゃる。そうすると、一体どういう方々は年金に加入せしめるか、せしめないかというところは政策を立てるのは非常に重要なことだと思ひます。加入せしめるとするならば、一体既存の恩給法なり援護法の——今度法案が通れば五万一千円もらうことになるのですが、それとの関係は一体どうなるのか、大臣の言われるようにたとえば年額二万四千円なら二万四千円の年金額がきます。そうすると五万一千円から二万四千円引いたものだけ、今度は上積みでやるといふことにな

るのか、そうしますとこれは既得権の侵害になるのです。大臣の言うように下を作つておいて余剰だけは上積みで付加方式でいくといふことになると、今度は掛金をかけなければならぬといふことになる。無難な年金なら別ですが、しかし保険料をかけるといふことになると、かけなくてももらつておつたものなんです。これは既得権の侵害になる。こういう点がやはりある程度援護法という法律を改正し、恩給法を改正して出す場合には、与党の重要

な政策として国民年金をやるのだと掲げておるからには、それとの関連というものを国会で法案を通す前に堂々と内閣が説明してくれなければいかぬ。しかも選挙のスローガンには国民年金をやるのだ、減税をやるのだといふことを掲げておるのですから、それはま

るでうそじゃないですか。そういうところをもう少しはっきりしていただかぬと遺族の方々は心配です。年金をくれるといふことになつておるのは、国民年金になつたら掛金をされて何ぼになるか、とばかりですが、われわれ社会党の案なら五万四千円で、それを上回るから遺族の方は安心がいきまします。しかしもしも政府が出すように、月々百円の掛金をする、そのほかに奥さんの掛金は五十円くらいになるので、そうしてちよつぱり年金をくれる、しかし恩給なり公務扶助助料の規則からはそれを差し引かれてしまふのだといふことになると一大恐慌を来たします。だから親切心があるならそこらあたりを明確にして、恩給受給者なり援護法対象者に対してはそれを除外いたしますとかなんとか、もしきめていなければもう少し明確にきめてからならなければいかぬと思ひます。

○堀本国務大臣 今滝井さん自身もおっしゃいましたように、年金額が非常に多かったら問題にならぬ部分が多からず、それが年金制度そのものから本質的にきめていく方が先だ、こ

ういう年金制度をしくのだといふことが基本になつて総合調整の具体的問題が出てくるのだといふふうに私は考へるのであります。私も不幸にして社会党の案の財源の処置もまだつまびらかにいたしておりませんし、その他

研究すべき残された問題はたくさんございまして。社会党の案につきましても、私もよく研究しているが、いろいろお教を請わなければならぬ疑問の点がたくさんある、結局そういう点から考えますと、これはもう、滝井さんはして私に答弁を求められるが、内閣としては社会保険制度審議会の御答申を急いでおるのは、われわれ自身が一日も早くこの問題を解決したいから、各委員の方にも政府の意向を伝えてなるべく早く御答申をちょうだいしたい、こ

う言つておるのではありませんか、それの上に立つての問題であることは、滝井さんといえどもこれは御了承できるだろう、それを私に今この段階で具体的にどうするのだとおっしゃることは少し無理な御注文ではないかろうか、こ

ういうふうな考へておられます。○河野政府委員 非常にむずかしい問題であると思ひますが、具体的に法律を適用いたします場合に、その世帯の家族状況、資産の多寡、あるいは居住している地域であるとか、いろいろ各般の事情を十分考慮して考へていかなければならぬと思ひておりますが、大体一般的に考へまして、国民の平均の生活を維持する収入資産があるという場合に扶養能力があるといふふうな考へてい

い、か、かように考へておるわけでありま

す。○滝井委員 国民の平均の生活を維持する収入——日本は御存じの通り最低賃金制度がないのです。最低賃金制度があれば、大体このくらいの賃金を得ておれば少くとも最低の生活を営めるのだ、こ

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十八号 昭和三十三年四月十五日

に、いや君のところは扶養できるのだ
というようなことにされてしまった
ら、かわいい準軍属を失ったその両親

準といふものは示しておかないと探

うことは私は年じゅう恩給調査会で

るわけなので、その辺を加味して、これではなければならぬという機械的な管理定というのは非常にむずかしいと思ふ

のではありますけれども、国の雇用関係にあった者とそれから一般戦争犠牲者との中間的な地位にある準軍属というふうな考え方において、まあまあこの辺が適当であらうというところで今回御提案を申し上げたような線にきめた次第でございます。

○滝井委員 われわれが有期年金をあれで主張したのは、大体、日本に国民年金が充足をしてくる場合には、当然準軍属なりあるいは準軍属の範囲を拡大するというのが、あの場合の空気としてはなかなかできない。従って一応準軍属というのにはして、そしてこの法律に出ておるように、総動員関係、戦時参加、国民義勇隊、満洲国青少年義勇隊、特別未帰還者、それから二十年の九月二日以後海外にいたった者とかいうように六つくらいにしばつたのですが、それらの諸君のワクをさらに拡大をしていくという事はいろいろ問題があるので一応そこまでしぼろう、こういうことになったが、そういう場合にこれらの皆さん方と、それから学徒動員等の負傷者、特に重傷者については有期の年金を両方考へるべきだということなんです。ところが政府の案では障害の方の關係は有期でなくなつてずっと永久に年金をお上げしより、こうなつておるのです。その点はけつこうだと思ひますが、答申とは違つておるわけなんです。当然五カ年ということにしたからには、やはり五年のうちには年金制度というものでそれらのものもひつくるめて考慮され、充足をするのだという前提をわれわれは考へて主張したわけなんです。私はあのときに、三年長くて五年ぐらいで年金が充足できるのじゃないか、そうす

るとこの援護法に規定をされた準軍属というものは当然新しい年金制度に吸収されて、発展的に解消していく、こういう主張だったわけなんです。あれは私が主張の本人ですからその精神で書かれたと思つておるのです。そこらあたりの五年としたことと年金とを政府は關係を持つてやつたのかどうかということなんです。われわれの主張は關係を持つておるのです。そして答申にそれを書いたのです。大臣は答申を尊重する、制度審議会の答申を待つというのです。制度審議会と同じ立場で臨時恩給等調査会もやつたのですけれども、政府は調査会の結論通りにやつていないのです。私から言つて、はなはだ失礼な言ひ分だけれども、諸問機關といふものはいつも刺身のつまに利用されて、政府は体よく自分の都合のよいところは答申々々といつてとつていくけれども、都合が悪くなると答申にははおかふりをしていくというのが今までのならわしなんです。だから私はあまり答申のことを言つたつて信頼しないんです。だからどうしてもあなたの答申を求め、こういうことになるのです。大臣は与党の政策を一身に背負つて実践もしていく代表者なんです。ですから、どうか、ここらあたりになりなす、二万五千五百円という今との厚生年金とちよつと同じぐらゐな額になつてきたわけですね。厚生年金は基本額が二万四千円ぐらゐなんです。そして上に報酬の比例がつかますから、月に三千円から多い人では四五千円ぐらゐ、年に四万八千円ぐらゐなんです。これはちよつとフラットに当るところにきて、国民年金をやることろの土台になる。大臣の言ひい

る通算をする土台になつて、その上に付加するといふ形の土台が出てきています。そうすると、五年といふことにしているのですが、これは何か年金と關係がなくちゃ困るのです。だから最初私が言つたように、もう一ぺん年金の問題に返つてくるというのはいさななんです。一体軍人の恩給とか援護法における遺族年金といふものは、既得権として恒久的にいりますが、これは五年という限られたもので有期なんですか、いわばこれは十二万何がしのお金を結局分割払いにしたといふ形なんです。一挙にやることはいかぬだろう、だから簡単に言つて分割払いといふわけなんです。言葉を裏返していけば有期年金なんです。新しい言葉で言へば給付金なんです。当然年金とここで結ばれるといふ形が出てなければならぬと思ひますが、ここらまで質問がはつきりしてくると大臣ももう態度を明確にしなければならぬと思ひますが、この点どうですか。

○堀本國務大臣 さつきから滝井さんは国民年金との關係ばかりをお聞きですが、臨時恩給等調査会においては、恩給法自体の關係からも論議されたことは事実だと思ひます。そう簡単に一つの方面だけで論議されてはいない。ことに戦没者遺族等援護法の問題は、直接には軍人恩給の改正に伴つての改正であることはもう御承知の通りであります。むろん滝井さん自身が臨時恩給等調査会におきまして、有期年金的なものをお考へになつたのは、社会保障制度審議会の方の国民年金制度との關係をお考へになつておるかもしれない。それらは一つの考へ方としては当然起つて参りますが、本法案につい

ては、軍人恩給の改正に伴つて、少くとも各種の戦争犠牲者の中の限定された人についてその比較較量の上に立つた一つの制度を作るといふ考へ方から起きていることは事実であります。ただ社会保障制度審議会の方の国民年金制度の問題がどの程度に出て参りますかによつてこの額はきまる。不幸にして滝井さんは五年ぐらゐいたたなければ国民年金制度はできないようにお考へかもしれないけれども、私どもとしては早くやりたい気持ちで考へておるような次第であります。ですから直接にこの問題から何でも国民年金制度を抽出するといふ考へ方には立つておらないことは先ほど申し上げた通りであります。

○滝井委員 大臣、臨時恩給等調査会報告書の四十ページをお開きになつてお読みになるとよくわかる。どう書いてあるか。さらに被徵用者、動員学徒等は国家権力によつて動員されたものであるとしても、当時の國民のほとんどすべてが何らかの形において國策に順応し、または危難に身をさらし、ために死亡し、または身体障害を残すに至つた者も少くないので、これらの者のつり合ひを考へ、広い視野に立つて他の戦争犠牲者を含んだ対策を講ずべきであつて、むしろ国民年金制度の早期実現に努力し、その一環として準軍属及びその遺族に関する年金問題の解決を期すべきであるとの議があつた。これに對し、国民年金制度の早期実現をはかることは當然であるが、準軍属の身体障害または死亡に關しては、國が當然負うべき責任として処遇すべき問題であり、もしかりに国民年金制度の

一環として準軍属に關する年金問題を解決するとしても、国民年金制度実現の時期等の見通しから考へ、その実現を見るまでの間のこの問題を放置すべきでないとする見解の表示があつた。、こういうことで結局有期年金になつた。従つてこれは当然早く年金をやるべきだが、しかし今見通しがつかぬので有期年金だといふことになつた。だからこれは年金問題と無關係ではない。ここが一番年金問題と關連してきておるところだ。しかもそれが他の戦争犠牲者、準軍属の範圍の拡大の問題と常に密接になつておるところです。準軍属の範圍の拡大に火のつくところだ。従つてその火をつかせないためには、年金問題に對する政府の態度をここらあたりで明確にしておく必要があると私は言ひます。何も私は五年と言ひのではありません、政府が五年にしたから、どうしてだと言ひののです。私は二年ないし三年だといふ意見です。そういう決定をしたならば、政府も次の段階では必ず年金に迫り込まれるだろうといふのが当時の私の主張だつた。ところが政府は間隔を置いて五年になつてきたが、このごろ盛んに岸さんにしてもあなたにしても、三十三年に調査して八月ぐらゐから本格的にかかりたいと言つておるところを見ますと、三十四年からやられるような氣ぶりのようでもあるし、今の答申でも、滝井さんは五年後を考へておるが、われわれの方にもつと早くやるのだとおつしやるならば、二万五千五百円と年金との關係、しかも期間を五年に限つておれば明白にしておく必要がある。明白にしておかないと、これらの人は、やはり五年になつたら打ち切ら

れるのではないかと不安を持つ。不安を持てば、二年くらいすれば、われわれは打ち切られるのではないか、延ばしてもらいたいという陳情が始まるのです。そういうむだな金を使つて気の毒な人が陳情する前に、政治はつきりと方向を示さなければならぬということです。私は、その点を大臣ここでいつからとは言いません。しかしこれらの給与金をもらつておる、いわゆる有期年金をもらつておる人たちに安心立命を与えるために方向だけは明白にする必要があると思ふ。それらの人たちは、将来五年が来たなら年金の中に全部吸収していくんだ——五年なら相当大臣余裕がありますよ、だから、吸収していくということになるのか、もう五年になったらそれでお別れだということになるのか、その点はどうですか。

●堀本國務大臣 その点につきまして、今滝井さんがわざわざ念のためにお読みになりました答申案に対する主張は、私どもも社会保障を担当する者として当然の主張であつたわけでありまして、かねてそういう主張を持っておつたのですから、むしろ私は率直にいえば、今軍部についての問題だけをお取り上げになっておりますが、しかし社会保障の見地からのこの国民年金制度といふものは、五年を待たずしてこれらの問題を解決していかなければならない問題であると思ひます。今度の軍人恩給の改正に当りまして、世論として国民年金制度を急速に要望するようなものが出て参りましたということ自体が、戦争の犠牲者が非常に広範であつて、しかもどこで線を引くにしても、それらの問題について諸種の問題を残しておる。しかも一方終戦後の社会情勢は、基本的に旧来の家族制度の依存的なものから脱却して参つておるといふふうな状況から見ますと、本質的にも国民年金制度をしなければならぬ情勢である、私はこういうふうに考へております。むしろ五年後における軍人恩給の遺族の援護につきましては、なるべく早い機会に国民年金制度を創設して吸収して参りたい、この考へておるような次第であります。そのほか一般の国民的に見まして、今申し上げましたような見地におきまして年金制度の創設を急いでおるような次第でございます。

●滝井委員 大臣。早く早くとおつしやいます。一体大臣の見通しでは昭和何年度から国民年金を実施しようかと考へておられますか。

●堀本國務大臣 滝井さんは、先ほどは時期はあまり追及しないとおつしやつたのですが、率直に申し上げますと、今の私の考へ方では、三十四年度から実施したいという考へ方をもつて準備を急いでおるような次第でございます。

●滝井委員 三十四年を目標として実施したい、こういうことですか、一応午前中はこれで終つておきます。

●森山委員長 午後一時半まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後二時九分開議

●森山委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。受田新吉君。

●受田委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法と、もう一つこれに関連する法案で、未帰還者留守家族等援護法という二つの法律があるわけでございます。この法律は、いずれも国の起した戦争の処理に重大な役割を果しているものでございまして、一方戦傷病者の援護法の方はその第一条に「国家補償の精神に基き」という言葉がうたつてある。未帰還者留守家族等援護法の方は、「国の責任において」とうたつてあるわけですね。これはどういふところにあるわけですか。

●河野政府委員 戦傷病者遺族の援護法におきましては、ただいま御質問がございましたように「国家補償の精神に基き」と云々と、それから未帰還者留守家族等援護法におきましては「国の責任において」といふふりな使い分けをしてありますが、本質的にこれがどの程度違ふのかといふふりなことになります。いろいろ議論があるところだと思ひますが、気持をいたしましては、戦傷病者遺族援護法の方は、これは実は恩給法ができました一年前に、そのつなぎのような役割も果たしたような関係もあるわけでありまして、当初は軍人を含めて、軍人、軍属を対象とし、その後恩給が復活して、軍人は恩給の方にいったわけでございます。従いまして、現在は軍属を主としておりまして、国との特別な雇用関係にあつたものを主たる対象として法律ができて参つたと思ふのであります。そういうふうな背景と申しますか、そういうふうな対象を考へます際に、国がこの人たちに對して戦争犠牲者としての援護をするわけでございますが、こういう特別な雇用関係にあつたといふふりな特別な関係にあるものを対象といたします場合には、一般邦人を対象とするという場合よりは、国家の補償的な色彩というのが一段と強いのではないかと、うらな感じがいたすわけでありまして、そういうふうな考へ方では、両者の条文の表現に差が出てきた、かように考へておるわけでありまして。

●受田委員 ちよつとわかりにくいところがあるのでございますが、未帰還者留守家族の場合の援護と、それから帰られざる方々がなくなつておられたならば、それは軍人、軍属の場合に恩給法、それからその他の恩給法対象以外になる方は戦傷病者の方の援護法で、結局未帰還者留守家族といふなど、国の責任においてそういう不幸な運命になられたのであつて、国のとるべき責任の度合ひにおいては、これは相違しないものだと私は思ふのでございまして。言葉のあやからくる相違点といふ程度のものであつて、本質的に同じものと解することはできないものでございまして。

●河野政府委員 対象者の国とのつながりといふものが若干違ふと思ふのであります。未帰還者留守家族援護法の方にございましては、一般邦人も実は対象として考へるといふ社会立法的な色彩の方が強い。補償といふやうな考へ方よりも援護といふやうな考へ方の方がむしろ強く考へ方の基礎になつておるのではないかと、そういうふうな気持が

条文の上にも出ておるのではないだらうか。本質的にどこが違ふかといふことになると、いろいろ議論はあるかと思ふのでありますが、気持としてはそういうふうな若干のニュアンスの差といふか、かように思ふのであります。

●受田委員 未帰還者留守家族の中に恩給法の対象になる人々が大半なんです。むしろ戦傷病者遺族よりはおもつと強い国家の補償責任のある形のものをお対象としておるわけであつて、それがたまたま一般邦人がちよつとそれへ宿借りをしている格好になつておる法律であるからといふので、援護の性格が強いのだといふ考へ方は問題があらはれないかと思ふのですがいかがでしようか。

●河野政府委員 これは繰り返して申し上げるようでございますが、気持の相違といふものが表現に出ておるわけでありまして、一般邦人も含めた援護法であるといふことになりまして、やはりどういふ立場から援護するのかといふことになりまして、やはり最大公約数でものを考へていくといふふうなことになるのではないだらうかと思ふのであります。御質問にございましては、ふりなことはその通りでございますけれども、一方におきましてはやはり一般邦人も援護の対象として考へなければいけないといふやうなことになると思います。やはりその最大公約数で考へていくといふやうなことになるのではないだらうか、こういうふうな思ふわけでありまして。

●受田委員 この未帰還者留守家族の方々が戦死されておられたといふこと

がわかつた場合には、これは戦傷病者の方へ入るかあるいは大半は恩給法の方へ入る、こういうことになる。従つて帰られたならばこれは何より喜ばしいことでありますが、なくなられた場合には、当然そうした二つの法律の対象になるわけです。そこで今局長さんが仰せられたような考え方があつたに、未帰還者留守家族の方には恩給するその日まで俸給を支給しない、給料を出さぬという法律がある。これは大へんなことであつて、国家の公務に従つておる者であつて国から給料を出さぬというふうな職種があるというこゝとは、これは問題が非常に大きいと思ふのです。これは援護法という今仰せのような軽い意味で考えられるのですが、国家の公務に従事している人が取り残されている。そのお考え方が手伝つて、国家の公務に従事しておると思はれる未帰還者に給料を出さぬでもいいという法律ができたというふうな考えられるのですが、現実には国家の公務に従事しておると思はれる人に給料を出さなくてもいいというこゝとは、いやしくも法治国であり、憲法が存在する立憲国であるという意味からいつたら許されないことであると考えますが、いかがでありますか。

○河野政府委員 未帰還者の中には、お説のように、旧軍人軍属が大半を占めておるわけでありまして。歸つて来るまでは未復員者ということになっておるわけでございますが、勤務の実体から見ますと、実はこれを公務員というかわかぬかといふことは、ある意味では言葉の問題だと思ふのであります。たとえば恩給法では未帰還公務員という言葉があるわけですが、それは

は先生の御承知の通りであります。それは真正正給公務員というふうな考へるか、広い意味の公務員と考へるか。狭義の意味の公務員というふうなことになる、それははずれるという考へ方もできるわけでございます。いづれにいたしましても、その実体々々に応じて考へるといふふうな考へ方に立つておるわけでありまして。先ほど申し上げましたように、なるほど未復員者ではございますけれども、勤務の実体は実体ではない。ことに陸海軍解任後におきましては、そういう身分も実はないわけでございます。いろいろの関係上、そういう手続を帰つてきたときにやるといふふうな技術的な操作をいたしておるわけでありまして、勤務の実体ははずれてなくなつておる。従つて俸給を支給するといふふうな考へ方は、必ずしも実体にあつてゐるのではないといふふうなことで、未復員者給付法から留守家族援護法にかつたときに、給料の支給といふふうな考へ方から援護といふふうな考へ方に切りかえて法律ができて今日に至つておる、こういうふうな事情にあるのではないかと、いふふうに思ふわけですが。

〔委員長退席、大坪委員長代理着席〕
○受田委員 果嶋に拘禁されておる三十四名の戦犯の方々は、未帰還者であるかあるいは帰還した人であるか、お尋ねしたい。
○河野政府委員 留守家族援護法におきまして、未帰還者の定義でありまして、日本国との平和条約の未帰還者拘禁された者、これは本来の未帰還者ではないけれども未帰還者として扱ふといふふうな条文になつておるわけ

○受田委員 そのいわゆる準未帰還者、この人々には留守家族手当が出てゐるかどうか。また、全然国から手当が出てゐないのか。つまり純粋の未帰還者と同じように、国からび一文金が出ない、給料を支給しないという該当者があるのかないのかといふことが一つ問題になると思ふのです。
○河野政府委員 一応未帰還者としてみなしてありますので、留守家族手当の支給の要件に該当する場合には支給することになつておるわけです。
○受田委員 未帰還者の取扱ひをこれに準じて受けるという形であるから、留守家族手当を出してゐる。ところが中には、たとえば生活主体者でない人、あるいは両親が六十才になつていない人、こういう人々には給料を出してゐない、こういうふうに了解してよろしいと思ふのですか。
○河野政府委員 御質問の通りでございます。

○受田委員 戦犯で果嶋に拘禁されておる人が解除されたときに、その身分はどういう形になりますか。
○河野政府委員 解除されたといふことで特別な身分が発生するわけではなくて、軍人であれば、軍人としての処遇を受けることになつておるわけでありまして。一般邦人であれば、一般邦人としての法の適用を受ける、こういうことになつておると思ふ。

○受田委員 果嶋に拘禁されておる期間中留守家族手当を出してゐない人、日本には歸つて現に服役しておるわけですが、手当を出してゐない人が、三十四人の中でのくらゐおるものでございましょうか。——資料はないですか。なければ、これは一つ問題が起るわけです。たとえば果嶋でなくなられた場合は、戦死者として取扱ひを受けますかどうか。
○河野政府委員 戦犯として拘禁中になくなられた方につきましては、援護法によつて年金を支給することにいたしておるわけです。
○受田委員 そうすると、果嶋におつてあす解除されるという前日の日になくなられた戦傷病者に対しては、その御遺族に一生差し上げるが、果嶋の門を出入れたその瞬間に、門の外でなくなられたら、何ら手当が出ないといふふうな格好になると、これは問題がややこしいことだと思ふのです。処刑をされたとかといふ方々の場合は、今まで援護法あるいは恩給法の適用を受けておりましたけれども、果嶋で普通の病死をなされた方々の場合、そういう戦死者の取扱ひを受けるということになつておるのかどうか。

○河野政府委員 拘禁中になくなられた方が全部対象になるということではないのでございまして、その死亡が公務上の負傷または疾病による死亡と同一視することと認めるというふうな関係にある場合にこれを適用する、こういうふうなことになるわけであつて、ごさいます。拘禁中の場合と出てから死んだ場合と、その辺に不均衡があるのではないかと、いふふうな御趣旨の御質問だつたと思ふのであります。これはやはりどこかで線を引くといふふうなことになる、それが一つの線の引き方ではないか、こういうふうな考へるのであります。

○受田委員 未帰還者留守家族援護法は、今回の法律改正によりまして、その帰還後における療養期間がさらに二年間延長されるということになつた。これはやはりその後の問題とその前の問題等につながりがあるわけでございますけれども、このたび二年延長の法案を出したになつた、年限を切られた根拠はどこにあるのでございましょうか。
○河野政府委員 その点はこの前長谷川委員から御質問があつたかと思ふのでございまして、実は昨年実態を調べてみたわけでございます。といひますのは、すでに十年たつてなお継続しなければならぬといふことになりまして、そこにとりいふふうな事情があるかといふことを一回検討してみることがあるのではないかと、入院者を中心としたしまして各施設に照会をいたしまして、現状それから療養の見込み等を調べたわけでございます。そのときによりますと、大体三年たつと見通しが立つといふふうな施設からの回答でございまして、それが昨年の秋の調査でございまして、ことしの十二月からさらに二年延長せば、調査のときから三年あまり延びることになるわけでございますので、それで一応処理がつくのではないかと、いふふうな見当をつけた次第でございます。

○受田委員 時間の関係で要点だけお尋ねしますが、今回の改正案の中身へ入りますが、今回のこの改正案の中身、特筆すべきことは、新たに障害年金及び遺族給付金という形の国の給料の対象になる人の範囲を拡大したわけですか。これは非常にけっこうな話であつて、今日までこれが放任されていたといふそのことに政府の怠慢ぶりを国民から恨まれておつたわけですか。おそまきながら政府が臨時恩給等調査会の答申に基いてかかる措置を

考える。法律というものはそう厳格にやり過ぎて、それを一歩も逸脱してはならないのだというふうなきびしいものではなくして、こゝういふ援護法という法律の精神そのものが、できるだけ

國保多くのの人々を救つてやうといふ精神に立つてゐるのであります。それから、従つてこれが有給軍國となつたといふきの事情、無給であつたかどうかといふやうないろいろな行きがかり等を検討する際に、有利な方へとつて解釈して、なるべく準軍國としての処遇に浴せしめるといふやうな取扱ひを行政府としてするならば、われわれ法律を作る側の者も、特に援護の精神などからいつたら、これは大いに歓迎すべきものだと思つてゐるのです。行政措置にそつちつたやうな精神を生かしてやつておられるかどうか。ことに厚生省という役所は多くのの人々を喜ばせる役所です。堀本厚生大臣もしばしば言つておられるように、その多くのの人々

を喜ばせる役所でお仕事をされている皆さんの心の喜びというものは、これはおおい隠すことができないと思うのです。そういう形でお仕事をされている皆さんのお仕事の中に、法の精神が生きるならば、できるだけ手広く救つてやろうという考え方にいくならば、われわれはこの法律の精神は生かされるところなのですが、きびしくやり過ぎるか、広く抱き入れるかというところに行政のコツがあると思うのですが、堀木厚生大臣、あなたの御見解を伺いたいと思います。

○堀木国務大臣 受田さんのおっしゃるように行政の方針としては、法の解釈の許す範囲において、できるだけ本人の利益のために、つまり本人のため

に考へるべきであるという御方針に對しましては私も同意でございます。その点については今後の本法の適用に當つても私はその精神で参りたい、こゝろ考へておる次第でございます。

○受田委員 大臣の御答弁で政府の御意見がはつきりいたしましたので、これに對して敬意を表したいと思ひます。そのうち観点からこの準軍属の取扱ひを考へられるならば、おおむね戦國に参加した、いわゆる準軍属と稱せられる方の中では、処遇に漏れる人はないと思ひますが、さういふに了解してよろしいでしょうか。

○河野政府委員 陸海軍の要請に基いて戦國に参加した者は戦國参加者として、準軍属の扱いをしていくというふうになつておるわけでありまして。陸海軍の要請があつたかつかつたかというふうなことは、これは事実問題になるわけでございます。私どももただいま大臣が申し上げたと同じ気持ちで仕事をしております。今後もちろんさういふふうなつもりで参りたいと思つておるわけでございますが、具体的にこの人が全部入るとか入らぬとかいふ問題になりますと、個々の問題になりますので、一がいに申し上げにくいのでありますが、気持ちとしてはただいま申し上げたような方向で仕事を参りたい、かように思つております。

○受田委員 障害年金を受けられる方がなくなつた場合、特に準軍属で障害年金を受けられる方がなくなつたという場合に、その年金の支給はそれであるまゝとすることにいたしますか。

○河野政府委員 その辺の扱ひは軍属の場合と同じように規定を設けておるわけでありまして。障害年金を受けておる人が平病死した場合、やはり遺族年金がいくような格好に、条文はなつておるはずでございます。

○受田委員 その遺族年金がいく形が、これは恩給法の場合のいわゆる増加非公死という場合と関連があるわけですが、その兼ね合いについて、厚生省としては今回の準軍属の場合の遺族に對する処遇というものを、たとえば学徒動員で障害年金を受けられる人がなくなつたという場合の処遇を、さうした増加非公死などの場合の法律の規定に基いて、これを参照して考へられるということになつておるのですか。

○河野政府委員 従前も軍属で障害年金を受けておる人があつたわけでありまして。現行の援護法の対象としてあるわけでありまして。その人たちが平病死した場合に年金を差し上げるというふうな立て方をしておるわけでありまして。今回の準軍属もそれと全く同じに平仄を合わせた規定を設けております。具体的に申し上げますと、六割の遺族年金を差し上げる、さういふふうになつておるわけでありまして。

○受田委員 その支給する年限、遺族年金の支給年限はどうなつておりますか。

○河野政府委員 軍族の場合と全く同じであります。

○受田委員 遺族給与金をもらふ人は、五カ年でその給与金を打ち切られることになつておる。障害年金を受けられる方々の遺族年金の支給と、その間の調整はどうお考えになられましたか。

○河野政府委員 ただいま申し上げたのは申し上げ方が間違つておつたわけでありまして、軍属の場合には遺族年金にいくわけでありまして、準軍属の場合には遺族給与金になるわけでありまして。従いまして五年間ということになるわけでありまして。

○受田委員 そこにこの法律は差異をつけておられるわけですか。さうしますと障害年金を受けられる者が二つの線についていく人の期間というものが有限であるところに、今回の法律の特色があると思ひます。これは遺族給与金とのかね合ひで考へられたのか、あるいは独自の名案としてお気づきになつてかか

○河野政府委員 なくなつた方の遺族給与金との均衡を考慮して、かような措置をとつたわけでありまして。

○受田委員 同じ障害年金を受けられる人の中に、一方は無期限に遺族年金を受けるという一方は、法の取扱ひとして片手落ちではないかと思はれるのですが、厚生大臣いかが考へられるでしょうか。

○堀本國務大臣 準軍属の扱いをいかにすべきかという問題は、今回の法改正に當りまして私どもの一番頭を悩ましたところでございます。ことに今回初めてこの点を取り上げて処遇をいたすようなことになりましたので、私どもとしてこの際何とぞ講じたいという考へ方からいつたのであります。滝井さんが午前中に質問されました中では、遺族給与金を五年にして、障害年金は年金を支給すればいいじゃないかというふうな趣旨のお話もありまして、臨時恩給等調査会ではある程度の期限を切つて考へることが社会保障制

度の関係から適當でないかというふうな考へを持つていらっしゃるというお話があつたのであります。率直に申し上げて、私どもとしてこれらの処遇をこの軍人恩給の改正に伴ひましてどこまでできるかというところに主力を注いだわけでございます。給与金の方は五年に

なりました。給与年金の方は、身体障害を受けて今後の生計をしていかれるような方には年金という性質のものが適當であるというふうな考へ方から、この障害に關してだけは年金制度を創設したいという考へ方で主張いたしまして起つたわけでございます。それが採用されたわけでございますが、これらにつきましては、さういふ兵の軍属の場合等との処遇の關係は、午前中にもございましてさういふ各般の御批判があるかと思ひますが、まずまずそこら辺でがまんをしていただくよりしようがない、率直に申せば私はさうだと思ひます。そのがまんをしていただくのにも、本人及び本人の遺族たちにとつては非常にお氣の毒な感じもいたしますが、毎々申し上げますように、一方戦争の犠牲者は非常に国民的な状態ですら考へられるときに、われわれのこの際に取り上げる限度としてはまずこの程度でがまんをしていただくよりほかにないのじゃないか、いろいろな均衡を考へましてこの程度に落ちついたような次第でございます。

○受田委員 障害年金の支給は、これは無期限であるという形のものに漸進的な措置をとられた。これは私たちがいたしまして別にこれを有期限で食いとめなければならなかつたという理由と理由が存在しないと思ひます。むしろこうして一代その人を守つてやろ

うという考へ方に進んだことは、私としては非常にいいことだと思つております。そのことに關して、障害年金を受けられる人が遺族給与金をもらつたときに、そこに一般の軍属との間の差があるというところ、ここに不均衡感というものがある。それがまたどういふところに關係が發展するかというところ、たとえば学徒動員が、その学徒動員期間中に負傷または疾病にかかつて、それが原因で法律に定めた期間よりも後に死亡した場合があるわけですね。その死亡の時期がちよつとずれていくというだけで何ら恩典に浴しない、学徒の死亡者としての取扱ひを受けないという人が出てきておるわけですね。さういふ人々にはな

はだお氣の毒な感じがしますが、さういふ遺族給与金の支給の対象になる場合に、直接戦國に参加して死亡した学徒動員であるならば、その場でなくなつた方も、それからそれがもとでなくなつた方も、時期がおくれたからといってそれがはつきり原因であるならば遺族給与金というものを支給の対象にすべきじゃないか、さういふことはさういふ形になつておりますか。

○河野政府委員 学徒動員がその業務に基いて死んだ場合には、職場でなくなつた場合も、やめたあとでなくなつた場合も同じように対象に考へております。必ずしも職場でなくなつたという人だけを対象に考へておるわけではございません。

○受田委員 職場でなくなつた場合とそれからその人が学徒動員をやめた後になくなつたという場合を同じように考へておるということでございますが、その死亡の時期は無期限で差しつかえないのでございませうか。

○河野政府委員 遺族給与金を受けられる方がなくなつた場合、特に準軍属で障害年金を受けられる方がなくなつたという場合に、その年金の支給はそれであるまゝとすることにいたしますか。

○河野政府委員 その辺の扱ひは軍属の場合と同じように規定を設けておるわけでありまして。障害年金を受けておる人が平病死した場合、やはり遺族年金がいくような格好に、条文はなつておるはずでございます。

○受田委員 その遺族年金がいく形が、これは恩給法の場合のいわゆる増加非公死という場合と関連があるわけですが、その兼ね合いについて、厚生省としては今回の準軍属の場合の遺族に對する処遇というものを、たとえば学徒動員で障害年金を受けられる人がなくなつたという場合の処遇を、さうした増加非公死などの場合の法律の規定に基いて、これを参照して考へられるということになつておるのですか。

○河野政府委員 従前も軍属で障害年金を受けておる人があつたわけでありまして。現行の援護法の対象としてあるわけでありまして。その人たちが平病死した場合に年金を差し上げるというふうな立て方をしておるわけでありまして。今回の準軍属もそれと全く同じに平仄を合わせた規定を設けております。具体的に申し上げますと、六割の遺族年金を差し上げる、さういふふうになつておるわけでありまして。

○受田委員 その支給する年限、遺族年金の支給年限はどうなつておりますか。

○河野政府委員 軍族の場合と全く同じであります。

○受田委員 遺族給与金をもらふ人は、五カ年でその給与金を打ち切られることになつておる。障害年金を受けられる方々の遺族年金の支給と、その間の調整はどうお考えになられましたか。

○河野政府委員 ただいま申し上げたのは申し上げ方が間違つておつたわけでありまして、軍属の場合には遺族年金にいくわけでありまして、準軍属の場合には遺族給与金になるわけでありまして。従いまして五年間ということになるわけでありまして。

○受田委員 そこにこの法律は差異をつけておられるわけですか。さうしますと障害年金を受けられる者が二つの線についていく人の期間というものが有限であるところに、今回の法律の特色があると思ひます。これは遺族給与金とのかね合ひで考へられたのか、あるいは独自の名案としてお気づきになつてかか

○河野政府委員 なくなつた方の遺族給与金との均衡を考慮して、かような措置をとつたわけでありまして。

○受田委員 同じ障害年金を受けられる人の中に、一方は無期限に遺族年金を受けるという一方は、法の取扱ひとして片手落ちではないかと思はれるのですが、厚生大臣いかが考へられるでしょうか。

○堀本國務大臣 準軍属の扱いをいかにすべきかという問題は、今回の法改正に當りまして私どもの一番頭を悩ましたところでございます。ことに今回初めてこの点を取り上げて処遇をいたすようなことになりましたので、私どもとしてこの際何とぞ講じたいという考へ方からいつたのであります。滝井さんが午前中に質問されました中では、遺族給与金を五年にして、障害年金は年金を支給すればいいじゃないかというふうな趣旨のお話もありまして、臨時恩給等調査会ではある程度の期限を切つて考へることが社会保障制

度の関係から適當でないかというふうな考へを持つていらっしゃるというお話があつたのであります。率直に申し上げて、私どもとしてこれらの処遇をこの軍人恩給の改正に伴ひましてどこまでできるかというところに主力を注いだわけでございます。給与金の方は五年に

○河野政府委員 準軍属の業務上の理由によって死亡した場合というものは、それが戦時災害であるというふうな要件がつけられるわけであり、これは一般国民との均衡を考慮して、その要件が課せられておるわけですが、その要件に合致しない場合は、必ずしも時期にとらわれて云々するといふふうなことはなつておらないわけでございます。

○受田委員 恩給法においては、その死亡の時期に制約がつけられているわけですが、すなわち戦争参加中に起因して死亡した人に対して、内地死亡者については昭和二十年の九月二日まで、それからさらに一年間延長の規定も持たれているわけなんです。それをはずれた者は公務扶助料の支給の対象にならないという規定があるわけなんです。これとのかね合ひはどういふふうになつておりますか。

○河野政府委員 ただいま御質問のございましたのは職務関連による死亡の場合かと思ひます。公務の場合には、恩給法におきまして、公務によって死亡したといふことであるならば、死亡の時期がいつであつても別に差しつかえないのであります。公務といふのは職務関連による死亡といふふうな場合には、ただいま御質問のございましたような関連もあるわけであり、準軍属の場合には職務関連のことを考へておられますので、戦時災害によつて死亡したといふような場合に、対象として取り上げられておるのでございます。今のようない問題は準軍属の場合には起つて参らないかと思ひますのでございませう。

○受田委員 この規定が生れて、そして内地における管内居住者の職務

関連、そういう場合が今度新たに取上げられなければならぬ。これは学徒等でなくなつた方々に無期限で、病して十年後にそれが原因でなくなつたといふ場合の処遇があるといふことになれば、内地で勤務した上に起つた公務の障害による病気の治癒がでななく、なくなつた時期がおくられても、当然これは救済しなければならぬ。その方へはね返る問題が起る。

「大坪委員長代理退席、委員長着席」

これは対象の問題としては、内地でなくなつたといふ形においてはよく似通つた性質のもので、この法律がすなわち恩給法の内地職務関連死亡という今の特例になつてくる問題だと思ひます。そういうことは全然考慮しないでこの問題を考へられておるのか、そういうところへ当然波及するであろうといふことを一応想定されておつたかどうか。

○河野政府委員 準軍属につきましても、先ほど来何回もお答え申し上げましたように、一般国民との関連を考へなければならぬと思ひます。一般国民が多かれ少かれ戦争犠牲者であるといふふうな観点からのことも考へていく必要があると思ひます。そういうふうなことで戦時災害によつて死んだ場合に対象として考へるといふふうな立て方を考へておるわけでございます。従いまして準軍属の場合には職務関連まで広げていくといふふうなことはむしろ考へにくいのではないかと、従いまして今御質問のございましたやうな問題は起らないのではないかと、およそ戦時災害でなくなつたといふことであれば、その時期は必ずしもいつでなければならぬといふふうな制限を設

けておるわけではございませんので、準軍属に對しまして今のやうな考へ方をとりまします限り、御質問のやうな問題は出て参らないのではないかと考へております。

○受田委員 そうしますと、未帰還者留守家族保護法では二年間の療養給付期間があるわけですね。その期間を過ぎると、今度は自己の負担による療養といふことになるわけですね。その自己負担による療養の後においてもこの未帰還者に対する公務死としての取扱

○河野政府委員 期間がだんだんたつていきますと、公務関連といふのが薄れてくる場合が多いのではなからうかと思ひますが、理論的には公務死であるといふふうな考へられる限り、二年たつてももちろん対象として取り上げ

○受田委員 民間で治療に當る期間が相当長期にわたる。しかしその期間は國家は治療上の経費負担をしない。しかしその人が民間に入つて、たとえば結核などのやうな長期の病気のために十年も後になつてなくなつたといふころに公務死としての取扱ひを受けるといふやうな考へ方が成立しますですね。

○河野政府委員 理論的に申しますれば、御質問の通り病気がずっと継続してその病気で死んだといふことであれば、時期にはとらわれる必要はないと考へております。

○受田委員 その場合に政府がとかくおろそかにしがちなことは、民間の治療に移つた場合にも責任が薄くなつて、民間の医師がおつたくらゐに診察をすることを希望することになつてくると思ひます。そうすると、もう療養の打ち切りだといふやうなことに

なつて、それが戦地からの病気が原因で死亡したことがつきりしておりながら、これらの人に対する取扱ひが片手落ちになつてゐる例がしばしばあるわけでありませう。民間に療養が移ると、そこに非常に行政上の取扱ひにおいてルーズになるというおそれがあると思ひます。この点は二年間の療養期間を越えても常にその本人の病気の観察を續けて、療養費は民間で負担させるが、その病状は常に監視するといふ格好になつてゐるのかどうか伺ひたいと思ひます。

○河野政府委員 病気を国の方でずっと監視するといふやうなところまではなかなか手が届かないと思ひますが、ありますが、民間に移つたからといふことで公務性がなくなるとか切れるとかいふ問題は、理論的にないわけでありませう。ただ取扱ひにおきましていろいろ証拠書類等の関係でなかなか書類が整わないといふやうなことはあり得るわけでございますが、そういうたやうな場合でもできるだけ親切な調査のお手伝ひをして、法に漏れることのないやうに心がけておるつもりでございます。今後ともそういうやうな方針で参りたいと思ひます。

○受田委員 おおむね質問を終わりますが、この厚生省の所管の仕事にこゝろとところであつたか、心をおくるのいい対象がたゞさん出てくるわけですね。たとへば十八才といふ年齢がこれは年齢構成上の要件として遺族年金を支給する限界になつてゐるわけですね。恩給法は二十才となつてゐる。その他いろいろ法律で十八才とか十六才とかいろいろありますが、とにかく恩給法では十八才で打ち切られるが、恩給法では二十才までいただけるという

ことになると援護法の方に残つてゐる人々が非常にさびしく思つてゐることは、あの調査会の答申の作成のときに一言触れざるを得なかつた事情でもおわかりと思ひます。従つて十八才で年金を打ち切られるその人々が、恩給法にいはば二十才までもらえるのに、二年間自分の方が不遇な目にあつてゐるといふやうな印象をなくする方法も、やはり厚生省としては考へなければならぬ。その辺の年配の人はちやうど今一番多いところになつてきてゐるので

す。上級学校へ行く場合の学資金などにさしあたり影響するわけですが、そういう者が進学する場合は育英資金を特別便宜を供与する、年金を手えないかわりにそういう方面の取扱ひをする。あるいはその者が直接職場に乗り込む場合には就職のあつせんに特別努力をする、こゝろいろいろ取扱ひをすることに

よつて法律の不均衡を救う道があると思ひます。こゝろいふことについては、さうした人々に対する、遺族年金の対象となる十八才の子供と二十才の恩給法の対象になる者の差等を均衡化するといふ取扱ひとして、育英資金の優先取扱ひ、あるいは就職の優先処理、こゝろいふやうなことを考へてゐるのかどうか。

○堀本國務大臣 受田さんの指摘されたところは私もまさに大切なところだと思ひます。一つの法律でもつてすべての問題が解決するとは私たちが思つておりません。広い國民の生活を安定するといふことを目標として社会保障を中核にして各般の社会政策を進めていくといふ厚生省の役割としては、各種の法律を通じて円満なる運用をしていく。ただこれが実は口で言

も私存しております。しかしながら各種の法律を通じて円満な運用によつてできるだけその国民の不安感あるいは不均衡感というものを払拭して参るというふうなことが私どもに課せられた問題である。過般御審議を受けました母子補償貸付金の問題にいたしましても、今度改正いたしましたのは、今例におおげになりましたような、要するに二十才、現に学業に従事しておる者が、しかもそれが年を越したために就学資金が得られないというふうな状態を是正しようというので、過般当委員会御承認を得たような次第でありまして、各般の問題を通じて適切な運用をいたして参りたい、こう考へておる次第でございます。

○受田委員 質問を終ることにしますが、今のような取扱ひによつて、法律で規定した範囲を越えてなお救済の手を差し伸べすべき面の救済ができると思ふのです。そういうところへ心を配ることによつて、別に法律にはなくても遺族は満足するわけなんです。その方がむしろ遺族年金を少額もらうよりは、一そうしたところへ心を配つてあげる方が、高い立場では遺族は大きな満足をするところと考えられるわけです。そこには厚生省の努力をしていただかなければならない問題があるわけですが、それを大臣から非常に好意的な熱情のある御答弁があつたので、今後の厚生行政には期して待つべきものがあると思われるには安心感を与えたわけでは。

条項が一つあるわけですが、これをあまりきびしく考えられ過ぎていくと——答申の場合には、私自身はいろいろ意見も持つておつたわけですが、その対象になる人が非常に少なくなつてくる。この解釈をうんと広げて、たとえば婚姻をしてよそへいつていける娘さんがある場合には、そのあとに残つたお父さんやお母さんは当然対象になる、あるいはもつと範囲を広げるいろいろな具体的事例があると思ひますが、そういう問題についてはできるだけ範囲を広く取り上げるようにしようか、このことをお答え願ひたい。

○河野政府委員 直系血族があれば機械的に切つてしまふというふうな考え方は毛頭ございせん。法律にも、扶養能力がある場合というふうなことになるております。ただいま御質問のございまして、直系血族があつて、その人がお嫁にいつてしまつていないというところであれば、特別の事情のない限り、おそらくその人が扶養しているという関係にないわけではございします。そういう場合にはもちろん対象にして考えていいんじゃないか、かように考へております。これを非常に厳格に適用するといふふうな——厳格にといふと語弊がございしますが、何でもかんでも少くやることがいいんだという建前で運営する考へ方は毛頭ございせん。実情に合ったような法律の適用をして参りたい、かように考へております。

かによつて線を引くわけですが、その場合に、死因の公務性がないために、現在七万件くらいが却下されている。ところがこれはなかなか遺族の方々が納得がいかなので、再審査を要求して不服の申し立てがくる、こういうところに問題があるわけですが、今後こういうように準軍属にまで範囲を拡大してまいりますと、やはりその問題が今までのより一層ひんぱんに起つてくるだらうと思ひます。そこでこの死因の公務性というものをこの際少し明白にしておいてもらいたいと思ふのです。

○河野政府委員 死因の公務性、これは一がいにこういう場合が公務だといふふうなことは言ひにくいと思ふのでございしますが、この点は先般長谷川委員からの御質問があつたかと思ふのでございしますが、恩給法が長年施行されておるわけでありまして、そこでこういった場合には公務になるといふふうな一つの慣例がだんだんできてきておるわけでありまして、大体そういう線を尊重して仕事をいたしておるわけでありまして、もちろん医学の進歩あるいは医学的な判断の推移によつて、今まで考へておつたところをもう少し広げたらいいじゃないかといふふうな動き方は現実にあるわけではございしますが、基本的には恩給法でいへば恩給審査会がございまして、また援護法におきましては援護審査会があるわけではございまして、そのメンバーも相当ダブつておるわけでありまして、一流の専門家にお願いして委員におなりいただいておりますわけでありまして、できるだけ同情のある運用をするように委員の方々も考へていただいておりますので、私どももそういう先生方の御

意見を尊重しつつ仕事を参りた、かように考へております。

○滝井委員 今回準軍属になりましたと、その病態と申しますか、公務傷病の範囲が非常にバラエティに富んだ形で出てくると思ふのです。今のよう軍人、軍属とはちよつと違つたいろいろのケースが、たとえば工場の中のものなんかも、そのときにさかのぼつて検討しなければならぬという者も出てくるだらうと思ひます。ぜひ一つ援護審査会等の審議も慎重にやつていただきまして、死因の公務性といふことをできるだけ弾力をもつていただかないと、せっかくいい法律を作つて、あの程度民間まで拡大することになるのですから、その点だけお願いして質問を参ります。

○森山委員 他に御質疑はありませうか。——御質疑もないようでありまして、これにて質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入るのであります。別に御通告もないようでありますので直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○森山委員長 起立議員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なお本案に関する委員長報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○森山委員長 この際公述人選定の件について申し上げます。

来たる十七日に開会いたします、内閣提出の最低賃金法案外二件について公聴会における公述人の選定につきましては、すでに委員長に一任されておりましたが、次の通り選定いたしましたので御報告いたします。国民経済研究協会理事長稲葉秀三君、労働科学研究所社会科学研究室主任研究員藤本武君、全日本労働組合総連合会調査部長小島健司君、日本経営者団体連盟常任理事人江虎男君、東京商工会議所中小企業委員会委員長長石田謙一郎君、以上六名の方であります。

なお、右の公述人の事情等によりまして、変更を要する場合は、委員長に御一任を願ひたいと思ひますから御了承下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十七分散会

〔参照〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出第九五号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

第二十五号中正誤

第三十三号中正誤

六二 八二 十三 二